

むつ市上下水道局告示第5号

むつ市水道事業に係る水道料金の徴収事務及びむつ市下水道事業に係る下水道使用料等の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により告示する。

令和4年4月1日

むつ市公営企業管理者 村田 尚

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 受託者の住所及び氏名 | むつ市上川町5番22号<br>東洋建物管理株式会社 むつ営業所<br>所長 高橋 聖 |
| 2 委託事務の内容    | 水道メーターの検針事務、水道料金・下水道使用料等<br>徴収事務等          |
| 3 委託する区域     | むつ市内一円                                     |
| 4 委託する期間     | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで                      |